令和７年３月５日
文教・福祉常任委員会資料
福祉こども部障害福祉課
健康長寿部年金医療課

医療費助成分野でのマイナンバーカードを活用したデジタル化の推進について

医療費助成分野でのマイナンバーカードを活用したデジタル化の推進として、パブリック・メディカル・ハブ（ＰＭＨ）を導入することとしましたので、報告します。

１　パブリック・メディカル・ハブ（ＰＭＨ）について

医療費助成、予防接種及び母子保健（健診）の３事業において、マイナンバーカードを利用した情報連携を実現するシステム。国が令和８年度以後の全国的運用を目指している。

主な内容は、

⑴　医療費助成（自立支援医療及び福祉医療）

マイナンバーカードを受給者証として利用し、医療機関で資格確認ができるようにする。

⑵　予防接種及び母子保健（健診）

事前に予診票や問診票をスマホ等で入力し、マイナンバーカードを接種券・受診券として利用できるようにする。

２　宇治市におけるＰＭＨ事業の実施について

⑴　導入内容等

国によるＰＭＨ事業（医療費助成）の先行実施の公募に宇治市が採択された。

⑵　導入時期

令和７年３月２４日

⑶　改修費用等

宇治市のシステム改修費用は国（デジタル庁）が全額負担（直接補助）。

医療機関のシステム改修には、全医療機関を対象としたデジタル庁の補助金（直接補助）及び自立支援医療の指定医療機関を対象とした厚生労働省の補助金（間接補助）が設定されている。

３　ＰＭＨの導入に係るメリット

⑴　受給者

現在は、マイナ保険証（又は被保険者証など）と医療費助成の受給者証の２つを医療機関に提示する必要があるが、ＰＭＨへの対応をした医療機関ではマイナ保険証だけの提示でよくなり、利便性が向上する。

⑵　医療機関

受給者証の情報を手動で入力する事務の負担が削減される。また、最新の医療費助成受給資格を確認することができ、医療費の請求に係る事務負担を軽減できる。

⑶　宇治市

正確な情報に基づき医療機関からの請求が行われる。

PMH導入後の医療費助成業務全体像

医療費助成　予防接種　母子保健

- PMHで医療証を連携することで、以下のメリットがある
  - 国民　　：紙の受給者証の持参の手間が軽減し、紛失リスクや持参忘れ、再来院を防止
  - 自治体　：正確な情報に基づき医療機関等からの請求が行われる 。住民の利便性向上に資する。
  - 医療機関：受給者証情報の手動入力負荷を削減
    最新の医療費助成受給資格を確認可能
    医療費助成資格の確認事務コストの削減

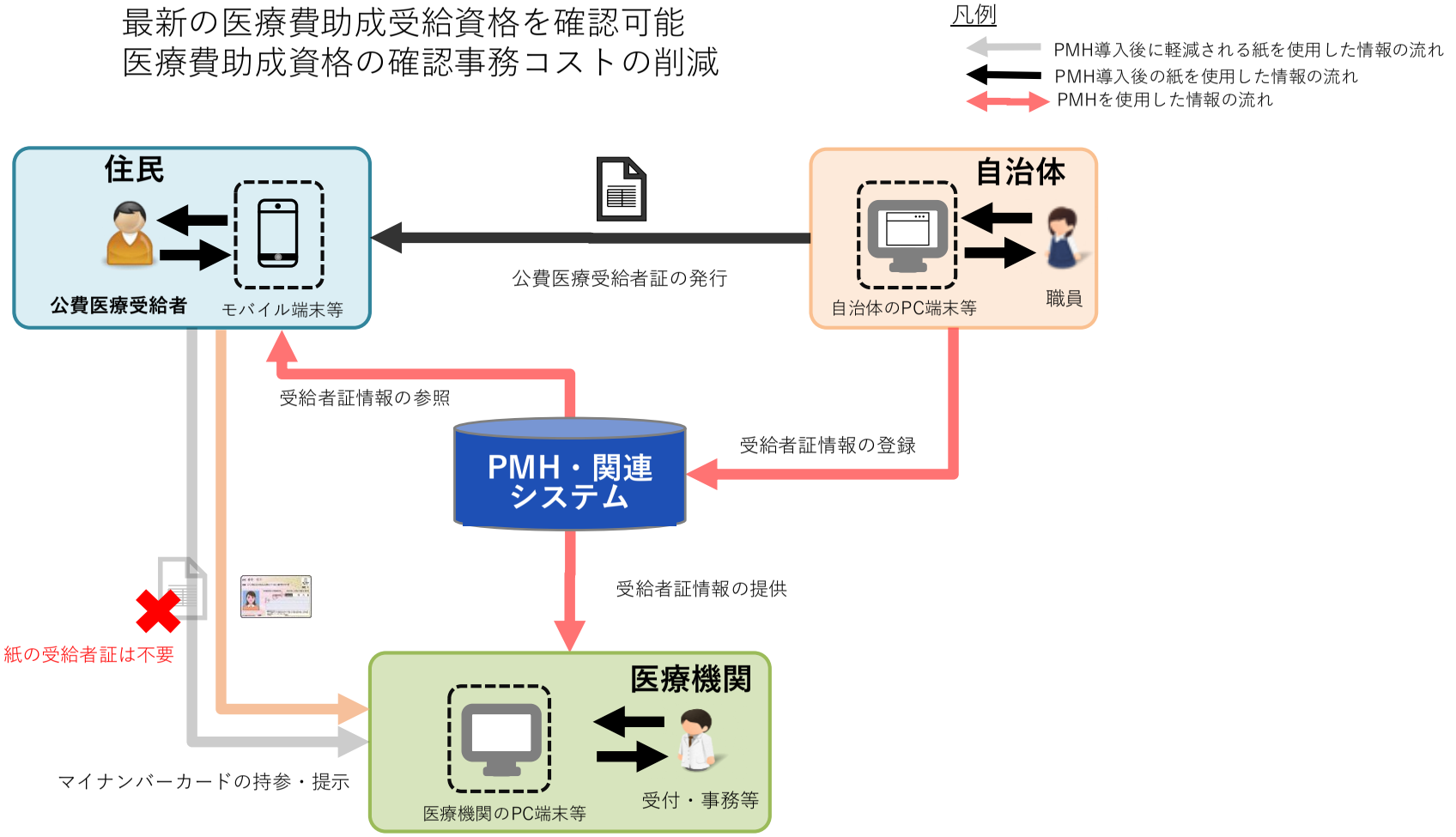

※令和6年度PMH（医療費助成）先行実施事業　自治体公募の概要説明　参考資料（令和6年3月7日　デジタル庁作成）